

「世界遺産吉野」を知る・見る・学ぶ体験コンテンツ造成販売事業支援業務
に係るプロポーザル実施要領

下記の要領により、委託業者の選定を行いますので、参加希望者は下記の事項にしたがい応募してください。

1 業務の概要

(1) 委託業務名称

「世界遺産吉野」を知る・見る・学ぶ体験コンテンツ造成販売事業支援業務（以下「委託業務」という。）

(2) 目的

一般社団法人吉野ビジターズビューロー（以下、「当社」という。）がマネジメントエリアとしている吉野町は、大阪市、京都市などの都市圏から2時間前後でアクセスでき、コロナ禍で新しい生活様式の浸透により「密にならない」「自然が豊か」「癒しと再生の地」などのイメージが強みとなり、令和4年4月には、首都圏、中部圏及び近畿圏を中心に宿泊を伴う来訪者が回復傾向にある。

本事業は、国内のターゲットを都市部（首都圏、中部圏、近畿圏）の旅慣れた「夫婦・男女ペア」や「一人旅」とし、国内旅行者の誘客をさらに加速させるとともに、今後、海外からの入国規制の緩和等が期待される中、インバウンドの早期獲得を実現していくため、海外のターゲットを米仏豪の「Educated Traveler」として、当社、当社の正会員及び賛助会員（以下、「会員」という。）とともに来訪目的になり得る体験型・滞在型コンテンツ及び旅行商品を造成し、流通及び販売に至るまで専門的な知見を有する専門家（以下、「専門家」という。）による伴走型指導や体験プログラムの受入人材の養成などを行うことで、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている会員の反転攻勢を促進するとともに、地域資源の高付加価値化を推進することを目的とする。

(3) 委託業務期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

(4) 委託限度額

7,865,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 業務の仕様等

「「世界遺産吉野」を知る・見る・学ぶ体験コンテンツ造成事業支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 令和4年6月20日（月）から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日

においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (2) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (3) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (4) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 過去 3 年以内において、地方公共団体又はDMO等が発注した類似業務の受託実績（令和元年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の間に完了した業務）を有しており、かつ、これらを誠実に履行した実績を有していること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 応募手続

- (1) 提出書類の提出期限及び提出先等

①提出期限：令和4年7月8日（金）午後5時まで
（ただし、参加表明書（様式1）のみ令和4年7月4日（月）までに提出すること。）

②提出方法：郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着のこと。）

③提出先：〒639-3111

奈良県吉野郡吉野町上市77-1

一般社団法人吉野ビジターズビューロー宛

（2）提案書作成に関する質疑応答

①質問期限：令和4年6月28日（火）午後5時まで

②質問方法：電子メール

③送信先：info@yoshino-kankou.jp

④質問様式：任意

⑤回答方法：質問者の名前を伏せた上で、提案参加者全員に対してメールで令和4年6月30日（木）回答

（3）提出書類

以下のすべての書類とする。

	提出書類名	部数	内容	備考
1	参加表明書	1	別紙様式1	
2	参加申請書	1	別紙様式2	
3	企画提案書	5	別紙様式3	
4	見積書	1	見積の基礎となる明細を記載のこと	様式任意
5	会社概要	1	事業概要及び組織図	様式任意

（4）その他

① 提出された提案書について、必要に応じて聴き取り調査を実施することがある。

② 提出書類の作成、提出及び聴き取り調査対応に係る経費は、応募者の負担とする。

③ 提出書類は原則として返却しない。

④ 企画提案書は決定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

⑤ 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う場合がある。

5 契約の相手方の特定

企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）について、書類による次の審査を行い、本業務委託契約の相手方を選定する。選定後、応募者に対し、特定・非特定の旨を通知する。

（審査項目）

① 提案内容の妥当性

- ② 業務の実施体制
- ③ 業務の実績
- ④ 業務への理解
- ⑤ 費用基準